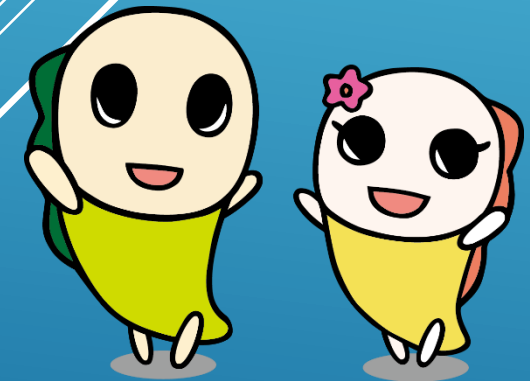


国保連請求事務について

1. 例月多発している国保連請求の警告・エラー
2. 入浴支援加算について
3. 重度障害者支援加算について



障害者施策課認定・給付係
令和7年1月

1. 例月多発している国保連請求の警告・エラー

日頃より、当区の障害福祉サービスにご協力いただきありがとうございます。
例月多発している国保連二次審査における障害福祉サービス等の請求に係る警告・エラーの請求事例及び、令和6年度報酬改定により変更があった入浴支援加算・重度障害者支援加算について、ご紹介します。

各事業所におかれましては、本資料を参考にしていただき、適正な請求事務に努めていただきますようお願いいたします。

1. 例月多発している国保連請求の警告・エラー（重複1 / 2）

【警告・エラー内容】他の〇〇サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています。

・・・同日・同時間帯に重複できないサービスの請求が上がっています。

(例①) 居宅介護と行動援護

様式種別：居宅介護サービス提供実績記録票

国保結果	重度	受付年月	平成30年05月	提供年月										
受給者証番号		受給者名	障害児名											
事業所名称														
日付	曜日	提供通番	提供回数	サービス内容	開始時間	終了時間	時間数	乗降回数	派遣人数	運転フラグ	ヘルパー	前月継続	初回加算	緊急時対応加算
1	日			家事	12:00	14:00	2.00	1						
2	火			家事	11:00	13:00	2.00	1						
3	水			家事	14:00	16:00	2.00	1						
4	木			家事	14:00	16:00	2.00	1						

様式種別：行動援護サービス提供実績記録票

国保結果	重度	受付年月	平成30年05月	提供年月							
受給者証番号		受給者名	障害児名								
事業所名称											
日付	曜日	提供通番	提供回数	開始時間	終了時間	時間数	派遣人数	初回加算	緊急時対応加算	行動障害支援指導加算	備
2	火			10:00	12:00	2.00	1				
3	水			10:00	12:00	2.00	1				
4	木			10:00	12:00	2.00	1				
5	金			10:00	12:00	2.00	1				

2日（火）居宅介護：11時～13時
 行動援護：10時～12時
11時～12時【1時間重複】

1. 例月多発している国保連請求の警告・エラー（重複2 / 2）

【対応方法】

- ・ 個別支援計画及び実績に基づき、実績記録票をご提出ください。
- ・ 日中活動系サービスにおいて、利用者が遅刻、早退、中抜けした場合は、備考欄にその旨をご記入ください。（図1）

（図1）就労継続支援B型と行動援護

提供実績記録票													
市町村番号:131156													
様式種別:就労継続支援提供実績記録票													
国保結果	重度	受付年月	令和06年09月		提供年月								
受給者証番号		受給者名			障害児名								
事業所名称													
契約情報 就労継続支援B型:19日/月													
日付	曜日	サービス提供の状況	開始時間	終了時間	訪問支援特別加算		食事提供加算	施設外支援	送迎加算	医療連携加算	体験利用加算	地域連携加算	
					提供時間	算定時間							
28	水		10:00	15:30									

様式種別:居宅介護サービス提供実績記録票															
国保結果	重度	受付年月	令和06年09月		提供年月										
受給者証番号		受給者名			障害児名										
事業所名称															
契約情報 身体介護:2.5時間/月、家事援助:2.5時間/月															
日付	曜日	提供通番	提供回数	サービス内容	開始時間	終了時間	時間数	乗降回数	派遣人数	運転フラグ	ヘルパー	前月継続	初回加算	緊急時対応加算	福祉専門職員等連携加算
7	水	1	1	身体介護	10:30	11:00	0.50		1		11				
		2	1	家事援助	11:00	11:30	0.50		1		11				
21	水	3	1	身体介護	10:30	11:00	0.50		1		11				
		4	1	家事援助	11:00	11:30	0.50		1		11				
28	水	5	1	身体介護	10:30	11:00	0.50		1		11				
		6	1	家事援助	11:00	11:30	0.50		1		11				

28日 就労継続支援B型:10:00-11:30遅刻
→「備考欄」に「10:00-11:30遅刻」と記載

1. 例月多発している国保連請求の警告・エラー（支給量オーバー1 / 2）

【警告・エラー内容】 請求明細書のサービス提供量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています。

・・・各事業所がサービスを行った合計時間数・日数が、受給者証に記載している決定支給量を超えています。

(例) 重度訪問介護

決定サービスコード 決定サービス名	関連No. サービス提供年月	受付年月	事業所番号 事業所名	一次 審査結果	サービス 提供量	契約 支給量	決定 支給量	給付 単位数
122000 重度訪問介護障害支援区分6該当 者決定	者-000086 令和 4年10月	令和 4年11月	A事業所	PP04	144.00			
	者-000087 令和 4年10月	令和 4年11月	B事業所	PP04	20.00			
	者-000088 令和 4年10月	令和 4年11月	C事業所	PP04	32.00			
	者-000089 令和 4年10月	令和 4年11月	D事業所	PP04	578.50			
					774.50		769.00	

【サービス提供量】

A事業所：144時間

B事業所：20時間

C事業所：32時間

D事業所：578.5時間

計774.5時間

【決定支給量】

769時間

5.5時間支給量オーバー

【サービス提供量】 774.5時間 — 【決定支給量】 769時間

1. 例月多発している国保連請求の警告・エラー（支給量オーバー 2 / 2）

【対応方法】

- 「決定支給量」を超えた分は請求できません。受給者証の「（二）支給（給付）決定内容」で、各サービスの「決定支給量」をご確認ください。（図2）
- 複数事業所をご利用の場合は、事前に事業所間で提供量をご確認ください。
- 個別支援計画及び実績に基づき、ご請求ください。個別支援計画と実績が異なる場合、計画の見直しを行ってください。

（図2）受給者証「（二）支給（給付）決定内容」

(二) 介護給付費の支給決定内容	
障害支援区分	■
認定有効期間	令和 3年 6月 5日から令和 5年11月30日まで
サービス種別	居宅介護
支給量等	居宅における身体介護 62.0 時間/月 (1回あたり上限 1.0 時間) 家事援助 11.50 時間/月 (1回あたり上限 1.50 時間)
支給決定期間	令和 4年12月 1日から令和 5年11月30日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	

(二) 通所給付費の給付決定内容	
支援の種別	児童発達支援
支給量等	基本 5 日/月 加算 個別サポート (1)
給付決定期間	令和 4年 4月23日から令和 5年 3月31日まで
支援の種別	
支給量等	
給付決定期間	
特記事項欄	
予備欄	

1. 例月多発している国保連請求の警告・エラー（利用者負担額 1 / 2）

【警告・エラー内容】「決定利用者負担額」が受給者台帳の「利用者負担上限月額」を超えています。

・・・利用者負担額の合計が、受給者証に記載のある「利用者負担上限月額」を超えています。

(例)

明細書（介護給付費等）

受付年月	サービス提供年月	国保結果	
201805	201804	重度	
受給者証番号	受給者氏名	児童氏名	利用者負担上限月額①
			9,300
事業所番号	事業所名		地域
	A事業所		2
上限管理	事業所番号	事業所名	

支払率	1割相当額	上限月額調整①②	A型減免額	調整後負担額	決定利用者負担額	高額福祉
総費用額	利用者負担②	少ない方	減免後負担額	管理後負担額	請求額支払率	特別対
					4,366	

明細書（介護給付費等）

受付年月	サービス提供年月	国保結果	
201805	201804		
受給者証番号	受給者氏名	児童氏名	利用者負担上限月額①
			9,300
事業所番号	事業所名		地域
	B事業所		2
上限管理	事業所番号	事業所名	

支払率	1割相当額	上限月額調整①②	A型減免額	調整後負担額	決定利用者負担額	高額福祉
総費用額	利用者負担②	少ない方	減免後負担額	管理後負担額	請求額支払率	特別
					5,820	

【決定利用者負担額】

A事業所：4,366円

B事業所：5,820円

①の合計

計10,186円

【利用者負担上限月額】

9,300円②

【利用者負担額超過分】886円

【決定利用者負担額】

10,186円（①の合計）

【利用者負担上限月額】

9,300円（②）

1. 例月多発している国保連請求の警告・エラー（利用者負担額 2 / 2）

【対応方法】

- 「負担上限月額」を超えた分は利用者に請求できません。受給者証の「利用者負担に関する事項」をご確認ください。
（図3）
- 上限額管理事業所が設定されている場合は、上限額管理結果票に基づき、ご請求ください。
- 上限額管理事業所が設定されていない場合は、事業所間で管理事業所を決めてください。

（図3） 受給者証「利用者負担に関する事項」

(五)	
利用者負担に関する事項	
負担上限月額	4,600 円
適用期間	令和 4年 7月 1日から令和 5年 6月30日まで
食事提供体制加算対象者	非該当
適用期間	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	該当
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
千倍欄	

(六)	
利用者負担に関する事項	
負担上限月額	0 円
適用期間	令和 4年12月 1日から令和 5年11月30日まで
食事提供体制加算対象者	非該当
適用期間	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
千倍欄	

2. 入浴支援加算について（障害福祉サービス1 / 4）

- ・ 加算対象サービス：**生活介護**

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、生活介護における入浴支援加算が新たに設けられました。

算定要件は、東京都に入浴支援加算にかかる届出を行っており、かつ、下記のいずれかにあてはまる者です。

- ・ 対象者：**医療的ケアを必要とする者・重症心身障害者**

加算を算定したい場合は、下記請求担当までお問い合わせください。

杉並区役所 障害者施策課認定・給付係 請求担当

3. 重度障害者支援加算について（生活介護・施設入所支援） （障害福祉サービス2 / 4）

- ・ 加算対象サービス：生活介護、施設入所、短期入所、共同生活援助

重度障害者に対する支援体制が整えられている事業所として、東京都に届け出た場合に算定可能です。重度障害者支援加算の算定について、算定要件の誤りによる請求事例が多く見られます。

別表の算定要件をご確認の上、ご請求ください。

3. 重度障害者支援加算について（生活介護・施設入所支援） （障害福祉サービス3 / 4）

・よくある質問①（生活介護・施設入所支援共通）

Q.重度障害者支援加算のⅠとⅡを同時に算定可能か

（例）生活介護において、重度障害者支援加算Ⅰと、重度障害者支援加算Ⅱ 1を同時に算定可能か

A.算定できません。

同じサービスのⅠとⅡ、ⅠとⅢ、ⅡとⅢの組み合わせで算定不可となります。

※生活介護のみならず、施設入所支援においても同様です。

3. 重度障害者支援加算について（生活介護・施設入所支援） （障害福祉サービス4 / 4）

・よくある質問②（生活介護・施設入所支援共通）

Q.以前に入所していた利用者において、初期加算の算定は可能か

（例）元々A事業所を令和3年8月に退所した利用者が、3年ぶりにA事業所に戻り令和6年8月より通所を再開している。

重度障害者支援加算Ⅱ 2（180日以内の500単位の初期加算）を取れるか？

A.算定できません。

⇒重度障害者支援加算Ⅱ 2・重度障害者支援加算Ⅱ 2（中核的）・重度障害者支援加算Ⅲ 2・重度障害者支援加算Ⅲ 2（中核的）は、環境の変化に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものです。

⇒入所して月日が経過した利用者に関し、**支援区分が更新され新たに加算の対象になった時点**や、**施設が態勢を整え新たに重度障害者支援加算を届け出た時点**を起算日とすることはできません。